

参議院法務委員會會議錄第十六号

昭和三十年七月十五日（金曜日）午後
二時十一分開會

委員の異動

本日委員小林亦治君辞任につき、その補欠として赤松常子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	成瀬	幡治君
理事		

環

劍木亭弘君

宮城タマ君

市川房枝君

委員

中山福藏君

藤原道子君

赤松 常子君

一松 定吉君

羽仁 五郎君

事務大臣

國務大臣 杉原 荒太君

府委員

防衛庁防衛局長 林 一夫君

防衛庁裝備局長 久保 龜夫君

法務政務次官 小泉 純也君

法務省矯正局長 渡部 善信君

務局側

常任委員
西村 高兄君

會專門員
常任委員

常任委員
會專門員
堀
眞道君

明負

本日の會議に付した案件

○少年院法の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(成瀬幡治君) これより法務委員會を開会いたします。

まず、少年院法の一部を改正する法律案を議題に供します。本案について御質疑のおありの方は、御発言を願います。

○一松定吉君 ほかでもないですが、私は字句の点ですが、少年院法の一部改正条文の第八条の二、ここに「在院者が矯正教育を受けるに際して、けがをし、又は病氣にかかった場合において、これによって死亡したとき、又はなかつたとき身体に障害が残ることが明らかなきときは、法務省令の定めるところにより、手当金を与えることができる。」とある。この在院者が矯正教育を受けるに際してけがをする、在院者が矯正教育を受けるに際して病氣にかかる、その場合において法務省令の定めるところによって手当金を支給する、こういうのです。そうすると矯正教育を受けないときは、在院者が在院いたしておるのに矯正を受けておらん。今現に矯正教育を受けようとしてゐるときに、受ける場所に出かけようとしておるときに、病氣した、あるいはけがをしたというようなときはどうなるのですか。これは、矯正教育を受けるに際して、「と」というふうに明確に

やつてしまふと、受けるときに限つてけがをし、もしくは病氣にかつた、あるいは死亡したときに手当金を支給するというのがですが、矯正教育を受けない、あるいは教育を受けに行く途中、あるいは受け終つた後、そういうようなことがこのうちに包含されるのかされないのか。されないならばなぜ矯正教育を受けるに際してとしばつて、その受けるに際しての前後というときは、なぜこれを救済する必要があるのか。これはこの第八条の二のところであらういふ質問ですが、それと同じように質問を簡略にするために引き続いてやりますが、その第二ですね、「在院者が死亡した場合の手当金は、死亡した者の遺族に与える。」この在院者が死亡した場合というのは、矯正教育を受けるに際して死亡した場合なのか。すなわち第一項の「矯正教育を受けるに際して」ということを受けておるのか受けておらんのか。受けておらんとするならば、この前のこの八条の二のときには矯正教育を受けるに際してけがをし、病氣し死亡したときにやるのであるが、二項のときには矯正教育を受ける、受けんにかかわらず死亡した場合にやるのか、なぜこういう区別を設けるのか、この点を明らかにしてもらいたい。これは足りないところがあったら補充してもらいたい。その点を一つ政府委員から御説明を求めます。

○政府委員（渡部善信君） 私からお答え申し上げます。

私はこの法案の実は審議途中から矯

正局長といたしまして御答弁申し上げます。ことに相なりました。今までの規則等につきまして、つまびらかにいたしておらない点もあるかと思えますので、あるいは重複する点があるかも知れませんが、その点あしからず御了承のほどをお願い申し上げます。第八條の二に書いてあります「矯正教育を受けるに際して」というこの字句の表現であります。これは少年院法の第一條を受けてまして、少年院は矯正教育を授ける施設ということに相なっておりますわけであります。その在院者が少年院におきまして矯正教育を受ける際の負傷、死亡等についての手当金ということを考えておるわけであります。しかしながらこの「矯正教育を受けるに際して」というこの意味につきましては、私が現在考えておりますところは、この少年院における矯正教育のうちで職業の指導ということを今大体考えておるわけであります。これは職業を指導いたします際少年がけがをし、死亡するというような不幸な結果を招いたしました際の手当金というものが、従来何ら規定がありませんでしたので、これを救済するという意味から、この条文を設けたわけなのであります。従いましてただいま仰せのような際につきまして「矯正教育を受けるに際して」ということはただいま申しますような大体職業の指導ということにつきましては、際しての負傷もしくは死亡というふうにはわれわれ解しておる次第であります。

はいこの「矯正教育を受けるに際して」と申しますのは、ただいま申し上げましたごとく、「矯正教育を受けるに際して」ということになりまして、実を申しますと、少年院における教育全般がこれは「矯正教育を受けるに際して」ということに入ると思いますが、これは広く解しますと……従いまして、少年院における少年たちの行動は、すべてこの「矯正教育を受けるに際して」ということに相なると考えるわけでありまして、しかしながらわれわれのとりあえずの考え方としては、その中で特にしぼりまして、職業の指導というところを中心として考えたいと思っておりますわけでありまして、この職業の指導ということに際しましては、その中でしぼって現在のところは考えたいと思っております。

○一松定吉君 それならば、それならばそういう文句で明らかに書かなければいけない。たとえば少年院在院者死傷手当支給要綱案とここに規則があるね「第二」によって見ると「矯正教育として職業指導を受けるに際して」と、ちゃんとこう書いてある。今あなたの解釈がそういう意味であるならば、この八条の二の「在院者が矯正教育を受けるに際して」を矯正教育として職業指導を受けるに際してと書いていいじゃないか。それを書かなくて、どういふのはおかしいのみならず在院者というのは、矯正教育を受ける立場にあるんだから「矯正教育を受けるに際して」というのは要らないんじゃないか。在院者がけがをしたり、もしくは病気にかった場合に、い

うことにしよつたらいいじゃないか。しかるにこういう文句をここに入れる以上は、今これから「矯正教育を受けるに際して」と、これまではまだ矯正教育を受けてはいたのだ。それならば、受けてしまった後にけがしたとか、死亡したときには、どうするのだというところが当然疑問になるのですから、それを明らかに、疑問がないようにこの法文を整理したいということでも今質問をされているわけでありまして。

○政府委員（小泉純也君） ただいま一松先生の「矯正教育を受けるに際して」という時間的、その前後の關係についての御議論はごもっともであると思つております。一松先生の御質疑の点を伺つておりますと、在院中全体を通じて、その時間内は全部「矯正教育を受けるに際して」というふうに解釈してよろしいのか、あるいは今局長が答弁をいたしまして、矯正教育が在院者の建前であるから、職業指導というふうな面に、その時間内におけるけがに対して見舞金を出すとかなというふうな点で、いろいろの疑問が生まれると思つてございまして、その「矯正教育を受けるに際して」という、在院中の時間的関係、矯正教育を受けるに際してのその前後の關係等につきまして、矯正局の樋口調査課長をして詳しく説明したいと思います。

○説明員（樋口忠吉君） ただいま局長からも大略御説明申し上げましたが、「矯正教育を受けるに際して」ということの限界と申しますと、これは少年院に少年が入つて参りまして、出るまでが一応矯正教育をする期間でございまして、一応そのすべてがからかるといふことに解釈できようかと思つて

あります。しかしながら、矯正教育と申しましても、いろいろな面がございまして、たとえば少年院法の第四條に、矯正教育の内容を大体あげておりますが、少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え規律ある生活のもとに、左に掲げる教科並びに職業の指導、適当な訓練及び医療を授けるものとす。というふうに、一応少年院法の第四條で矯正教育の内容を抑えております。従いまして、このままでは、一応すべての場合が該当するということも考えられるのでありますが、しかしながら、實際問題といたしまして、矯正教育をいたします際に、けがをするとか病気に罹るといふようなことは、普通の生活をしておりますのけがとか病気に罹るといふようなものでなく、これはただいま一松先生から御指摘ありましたように、まあ省令案を一応まだ草案でございまして、けれども用意してございまして、それでは一応この第四條の中の職業指導というものを中心にしてやつたらどうかというふうな一応研究の中でございまして、なおさますれば単に職業指導の場合だけでなく、たとえば少年院に火災が起つて子供が消火に従事し、そうしてけがをしたような場合も、これは何とかめんどろをみてやる必要があるのじゃないかというふうなことも考えております。しかしながら「矯正教育を受けるに際して」といたしておきませんと、そういうふうな職業指導以外の場合も一応法務省としてはなるべくこうした手当金をやりたいと考えているものですから、職業指導というふうな限定した言葉でなくて、矯正教育というふうなまあ広

い意味の言葉を使った次第でござい

○一松定吉君 よくわからんのです

が、私の尋ねることを答えてもらいたいのです。矯正教育を受けるに際してけがをしたり、病気をしたり、死んだときには、この手当金を支給するといふのであるが、矯正教育を受けるに際しない前、少年院に入つておつて矯正教育を受けずに間に、これから矯正教育を受けに行こうとして出かけて行く途中で病気になる、途中で死んだ、途中でけがをしたときはどうなんですかということなんです。あなたの方々に、この少年院に在るものは矯正教育を受ける目的でいるんだから、そのときは「矯正教育を受けるに際して」のうちに入るんだというなら、こんな矯正教育を受けるに際して」といふ言葉は要らないわけですね。なぜならば在院者はけがをし云々という「矯正教育を受けるに際して」といふものは、これから受けるんだと言つて出かけて行く途中は、まだ「受けるに際して」でない、それまでに病気をしたり、けがをしたり死んだときは、金はやらんのだというならばこれもわかる。わかるように文句を、疑問のないようにこれを書かなければいかんではないか、これが私の質問であります。だからして「矯正教育を受けるに際して」といふだけではまだわからんから、職業指導を受けるに際してと、こういうふうにした方がいいとあなたがおっしゃるならば、そのように書いておけばいい、それを書かなければ、こういうあいまいな文字を使うから今の質問が起る。これは八条の二の「在院者が死亡した場合」といふ、

この在院者が死亡するといふのは、矯正教育を受けるに際して死亡した場合も含むのか、あるいは「在院者が死亡した」と言うんだから、矯正教育を受ける受けないにかかわらず、在院者である者が死亡した場合には、この死亡した者の遺族に手当金をやるということになるのか。それならばその第一と第二の、一方は矯正教育を受けるに際して、けがをし死亡をし、病気をしたり、二の方では矯正教育を受けるに際してという文字を使つていなくて「死亡した場合」といふある。とするとこれは状態を二つに分けていふと思つて

○説明員（樋口忠吉君） 御質問の御趣旨大体わかりました。が「矯正教育を受けるに際して」と申しますのは、これは少年院法の第一條で「矯正教育を授ける施設とする」というたつてありますので、少年院に入りまして矯正教育を受けることになるわけでありまして、従つてこれから矯正教育を受けて出かけるのと、矯正教育を受けて帰つてきたというふうなことは、一応考えておきません。少年院の中に収容されておきまして矯正教育を受けておるというふうな私ども解釈しております。それからもう一つの御質問の第二項の点でございまして、第二項の「在院者が死亡した場合の手当金は、死亡した者の遺族に与える」といふ規定はこれは第一項の規定を受けております規定でございまして、第一項の規定で、けがをいたしましたり、何かいた

二

しまして障害が残った場合には、その手当金はこれは本人に支給する建前になっております。しかし死亡いたしました場合には、本人はこれは死んでしましますので、支給する者を一応明らかにする必要がありますと考えますので、第一項の場合で死亡した場合の手当金はその遺族に与えらるゝ、こういう趣旨でございます。従つて第二項は第一項と全然別の独立の規定であるとは解釈いたしております。

○一松定吉君 よくわからんね、答弁が。在院者というのは少年院法の第一條の規定によつて矯正教育の施設の中に入るのが在院者であるとするならば「矯正教育を受けるに際して」という文字は要らじやありませんか。在院者がけがをし、または病氣にかかった場合においてはこれこれとすればいいのに、特に「矯正教育を受けるに際して」という文字を入れるから問題が起る。と同時に第八條の二の二だね。在院者が死亡した場合、在院者が死亡するのについては矯正教育を受けるに際して死亡する場合と、矯正教育を受けるに際せず死亡した場合とある。それらをあなたは在院者が死亡した場合と、矯正教育を受けるに際して死亡した場合に限定して死亡したということにこれを解釈しようとするかむずかしい解釈だ。在院者が死亡するに際して矯正教育を受けるに際して死亡する場合と、受けないで死亡した場合とあるならば、二項の二の場合においては両方の場合を含む。両方の場合を含むにかかわらずこれを矯正教育を受けるに際して死亡した場合に限るのだということとは、それは無理な解釈なんだ。その辺を明らかにして、疑いの起らんよ

いうふうな意向を持っておるわけであります。

第二項の方の在院者が死亡した場合の手当金というのは、これは第一項を受けた規定でございます。死亡した場合は全部手当金を支給するという趣旨ではなくて、ただいまこの一項を受けまして、矯正教育を受けるに際して死亡した場合をさして、その手当金は死亡した者の遺族に与えらるゝ。すなわち第二項の規定は誰に支給するかということを中心とした規定というふうにわれわれは考えておるわけでございます。

○一松定吉君 そうすると、伺います。在院者の死亡するというのは、矯正教育を受ける場合よりかは死亡する場合がないのですか。矯正教育を受ける場合以外に死亡することがあるならば、その場合もこのうちに入るのじゃないか。在院者が死亡した場合に、それを特にあなたが金を遺族に支給することのみに重きを置いて、在院者が死亡したということと、矯正教育を受ける場合に死亡するものと、矯正教育を受けない場合に死亡する場合と二通りも三通りもあるでしょう。それならば、在院者が死亡した場合とあるのは、在院者が矯正教育を受ける場合に死亡した場合と、前項の事情に基いて死亡した場合とかということがあれば、矯正教育を受けた場合の死亡に当るのだが、それがない場合には、在院者の死亡というものは、矯正教育を受ける場合に死亡する場合も、矯正教育を受けない場合に死亡する場合もあるのだから、両方含むということに解釈されるじゃないか。

○中山福藏君 私は一松委員の質問に關連して、これははっきりしておか

んといかんと思うので、ちょっと一言私のも加えて御答弁願ひたいのです。

○一松定吉君 ではどうぞ。

○中山福藏君 私これは御説明なさる方と起草者と違ふのじゃないかという気がするので、起草案された方々はこれはあなた方の御説明になるような趣旨で起草されたものじゃないと私は見るのです。これは一松委員がおっしゃる通りに、これは「際して」という字とその次のこの条項との區別というものははっきりこれは私は起草者が考えてこれは文字を違わしたものと私は見るのです。で、ここにこういう疑問を持たれてお尋ねになるのはこれは当然でしてね。これは起草者の意思を一応お聞きになってはつきりされないという、いかげんなことをおっしゃるという、全然なんですよ、成文というものが根本からやり直さなきゃならぬことになると思ひますが、これはどなたが一体起草されたものか。それを一つあわせて私は答弁を承わっておきたいのです。そうしないといふと、ただ無理にこの場でつじつまを合せるような御答弁になると、とてもないことになるかと私は考えております。

○一松定吉君 つまりね、在院者が死亡する場合に二通りあるでしょう。矯正教育を受けるに際して死亡する場合と、矯正教育を受けるに際してでなく死亡する場合があるでしょう。この第二項については、ただ在院者が死亡した場合とあるのだから、二つの場合を含むのだと解釈するのが普通の法律解釈ですね。ところが、そうじゃないのだと、矯正教育を受けるに際しての死

亡のことだけをいうのだというのであれば、この文句が足りないのです。前項の矯正教育を受けるに際して死亡した場合云々ということを入れなければ、死亡した場合は二つあるのだが、その一つだけをこれに入れて解釈するというのはそれは間違ひなんだ。その点を明らかにせにやいかん。疑問のないようにしなきゃならぬ。疑問があるなら疑問のあるところを疑問のないように法文を直して、それで後日法文を運用する場合に疑問なからしめるようにしておくことが、実際に適応するゆえんだ。それを無理にあなたの方のように在院者が死亡した場合というのは、いわゆる矯正教育を受ける場合に死亡したのだという、受けない場合に死亡したのはいらんのかという疑問がすぐ起ってくる。

○説明員(樋口忠吉君) 私から御説明いたします。なお中山先生から起草者が違ふのじゃないかという御注意がございましたが、私は初めから一応この案の作成について、いろいろ下準備を命ぜられていたしたので、大体の経過は一応承知しておると思ひます。ただいま一松先生からも、第二項と第一項との關係について御質問がありました。第二項で「在院者が死亡した場合の手当金は」と書いてござい

ますが、この少年院法で在院者が死亡いたしました場合には、手当金をやり得るというものはこの八條の二の第一項だけでございまして、ほかにそういう規定はございません。従つて第二項の「在院者が死亡した場合の手当金は」ということは、それは文理解釈上第八條の二の、ただいま御審議願ひております

第三部 法務委員会會議第十六号 昭和三十年七月十五日 【参議院】

うことに相なるうかと考えるのであります。でこの場合の手当金は、死亡した者の遺族に与える、こういうふうに押えておきますので、従つて矯正教育を受けない場合の、その他の死亡というものは一応入らぬのだという解釈を、私どもはとつておるのでありますが、大体こういう書き方で「在院者が死亡した場合の手当金は」というのはこれは第一項を当然受けておるのであつて、その他の場合の死亡というものは入らないというふうに私ども解釈しております。

○一松定吉君　そう解釈するならば、第八條の二の「在院者が矯正教育を受けけるに際し、けがをし、」云々という場合はこれから矯正教育を受けに行く途中で病氣になつて死んだらどうなんですか。あるいは今矯正教育を受け終つて、部屋に帰つて死んだらどうなんです。そういうことはこのうちに入れるのがいいならばなぜ入れないのです。同じ保護する必要があるならば、矯正教育を受けるまづ最中に死んだ場合も、それがためにそれが原因になつてうちへ帰つて部屋で死んだ場合も、同じように保護しなきゃならぬのに、前のは保護して、あとのものは保護しないという立法の精神はどういうわけですか。

○説明員(樋口忠吉君) この矯正教育を受けるに際して、いろいろなけがをしたり、病氣になつたような場合といふことは、矯正教育とけがとの間の因果關係、これは相当因果關係があれば、一応部屋へ帰つて発病するとか、死亡するとかいふような場合も当然入ると解釈しております。

せんよ。矯正教育を受けるに關係してとか、受けるによつてとかいうならば、今のあなたの言うような原因結果の關係があるからいいけれども「際して」という文字の解釈はそんなに原因、結果まで及びますか。そういう法理の解釈がありますか。矯正教育を受けるによつて、死亡し、けがをし、云々というならば、矯正教育を受けてうちに歸つて死んでしまふ、部屋に歸つて寝ておるときに病気が起つたというふううに、この病気の起つた原因は、矯正教育を受けたことが原因にして死んだの

だということだから、よつてもつて因果關係があるからいいということになるが「際して」ということをそこまでするが「際して」ですか。いいかげんに広く解釈するのですか。いいかげんに解釈しちゃいかぬよ、僕も専門家だから。あなたの言うことならば、矯正教育を受けたるによつてとか、あるいは原因してとかいうような因果關係の文字を使わなきゃならぬ。因果關係じゃないですよ「受けるに際して」なんだから。この「に際して」ということととも原因結果の關係というものは、必ずしもイコールじゃないでしょう。そうすると矯正教育を受け終つて、今部屋に歸つてきてやつておるときに病氣になつた、死んだというよりなときには、なぜ保護しない。また矯正教育を受け

るために、今出かけていく途中でいかにけがをした、それに「矯正教育を受けるに際して」じゃないんだから保護しないというのなら、なぜそれを保護しない。同じように矯正教育を受けるためにその少年院に入れられておる者がちよつとした区切りのところで、ここは矯正教育を受けるに着手して死んだのだから保護しなければならぬ。

また着手前に死んだのだから保護しないでもいいというようなことはありやうと
はすがない。原因結果の關係というこ
とならば、いわゆる矯正教育を受け

終つて部屋に歸つて死んだ、病氣になつて死んだ、もちろん原因結果の關係があるのだから、それは保護されて金をやる必要があるのだといふことの、解釈はいいのですよ「際して」といふ解釈を、原因結果の關係にまで持つていくといふことがいいのですかね、そういう解釈の仕方がいいのかね。悪いところは悪いで、お互いに協力して直せばいいのだから、無理にこの案を、この通りの字句を使わなければならぬといふことではない。要は目的を達すそれといふことはいい。僕はお手伝いする意味で、

この文句に少し悪かったら、こういうふうに變えて通そうじゃないかというのが、われわれの趣旨なんですからね。無理に反對してこれを審議未了に終らせるとか、無理に政府の意思に反して修正しようという考えはないのですよ。それはよく考へてもらわないとすよ。法の解釈は、よくそういう問題が起り得べき問題だから……。

○政府委員(渡部警備君)　ただいまお話しでございますが、別にこの字句とこだわらなわけじゃございませんけれども、「矯正教育を受けるに際して」と申しますのは、われわれの社会感情から申しまして、大体その矯正教育を受けるに際してという範疇に入り得るわけであつて、けがをいたしましたものならば私入ると考えていいのじゃないかと思つてゐるのでございます。ただここに「これによつて死亡したとき」というのがあります。が、これはただいま申しましたように因果關係、相當因果關係の及ぶ範囲内

○一松定吉君 この程度でよろしい。
あとは議論になるから……。

○政府委員(渡部善信君) 今の第一項と第二項との關係でございますが、ただいま随口説明員から申し上げましたように、この第一項の方が手当金の支給の、これは何と申しますか、根元をなす規定であり、第二項の方は、この第一項を受けまして、「在院者が死亡した場合の手当金」、この手当金は死亡した者の遺族に与えるというふうに読むべきもので、第二項で全部の者に手当金を支給するという、何と申しますか、創設的な規定じゃないというふうにわれわれ考えております。

○一松定吉君 私の質問は終わります。
○宮城タマヨ君 新しい局長を迎えまして、前局長が中途でおかわりになりましたこととは大へん残念でございますけれども、この新しい局長は少年法及び少年院法に対しての権威者であられるとしまして、かつては少年審判所長として、名所長として私も尊敬しておりましたお方でございますので、今

度の少年院法の一部改正につきましても、これはほんとうに今も一松先生がおっしゃったように、大事な子供の問題でございますから、この子供をいかにしてよくするかという点について私どもは考えます以外には、他意はないこともよく新しい局長におわかりになつてゐることと思つておりますので、この法案を審議していきます上に私は大へん喜びを持っております。

そこで前に、前局長にもちょっと伺つたことでございますが、この条文についていろいろな質疑がまだ残つて

おりますが、きょうは根本問題についてちよっとお伺いしたいと思っております。それは少年法で守られます少年の年令が上りましたということ、十八

歳から二十歳に上ったということと、それからそのためあるいは現在の社会情勢がこういうことになりましたたためめ加わりまして、保護される矯正教育を受ける少年の質が非常に悪くなりましたということ、つまり数におきましてはも質におきまして、たくさんの方の問題を持ってきたということが、この少年院法の一部改正をしなければならなくなつたことと思ひますけれども、ここに私は根本問題として伺いたいことは、まだこの今度出ておりますかどうかという問題を考えます前に、ここに根本

問題があるのではないかとということ、つまりこの少年院におきましての矯正教育をいたしますというその矯正教育、少年院は教育の場であるということとが、今日だんだん行刑の場であるというように変わっていつておるのではないかということを心配いたしますことは、この今度出て参ります少年院を逃走いたしました少年の速戻しに對します

して、少年院の職員に判事の令状を必要としたり、あるいは手錠をはめることを、もうそうでなくとも今まで一体どういうことに基いて手錠がはめられておりましたか知りませんが、事実におきましては少年院の子供は手錠をはめられております。その上に手錠をはめる規則を作るなどということは、私はこれすなわち保護が刑罰に変わっているのではないかということを非常に心に配しておりますが、新しい局長の御意見を伺いたいと思います。

○政府委員(渡部警信君) ただいま寫

城委員から、現在の少年院の教育が刑の臭味が非常に加わってきたのではないかと御懸念でございます。私は実はまだ着任早々でございます。現実はまだ見ておりません。しかしながら私も今まで聞きまして、により、またわれわれの念願いたしておりますのは、決して少年院を刑罰の場にするというふうなことは、もってのほかのことでありまして、われわれといたしましては、行刑は行刑であり、少年院は古い伝統を持った矯正教育の場なっております。私はこの少年院の矯正教育というものは昔の伝統をどこまでも守って、つばな花を咲かせたい、この気持ちにわれわれ一ぱいになつておるわけでありまして。今後ともこの矯正教育の徹底ということにつきましましては、われわれのできるだけの力を尽してこれは守っていききたいということをお断り信じておるものでございます。ただ、ただいま宮城委員の仰せのごとく、少年院における教育は非常な困難に立ち至つておる。現実の姿は非常に困難に直面しておるということとを一つ御理解願いたいと思ふのであります。と申しますのは、ただいま宮城委員の仰せのごとく、年令の引き上げという措置のために、質的にまた量的に少年院に入つております子供たちが、非常に昔の比ではない状態を現在もしておりますのであります。現実の姿といたしまして、昔の少年院にはいなかったような子供たちが現在少年院に入つておるのであります。この少年たちをいかにして矯正教育を施していくかというところが、われわれに課された現在の一番大きな苦難であり、また解決しなければならぬこれは重大問題だと

私考えておるものであります。従いましてこの現在のこの現実の姿を目しまして、いかにこれを矛盾なく処理していくかというための、われわれの手段なっております。ただいま御指摘になりました手錠の問題、一つずつ申し上げますが、手錠の問題から申し上げます。たしかこちらの方でも久里浜の特別少年院に御視察に相なつたと思ひますが、その際ごらんになりましたとごとき、あそこ施設は私決していいものとは思つておりません。これは戦後急激に施設をふやさなければならぬ羽目に立ち至りまして、やむを得ず刑務所の施設そのまゝを特別少年院に転用いたしました。ほんとうにわれわれとしてはやむを得ない措置なんでありまして、あの施設を何とかほんとうの教育の場に直していきたいというふうなうちにわれわれ考へております。しかしながら、あそこに入つております子供たちをごらんになりましてもお気づきになったことと思ひますが、すでに大体二十歳になつた子供たちが、すくなくとも二十歳になつた子供たちをいかにしておるというふうな連中が相当多いのでございます。体力的に見ますと、むしろ少年院の教育をしのぐような体躯の所有者も多々入つておるのであります。かような少年たちが、これは一時の激情にかられまして彼らの通有性として申しさうか、ちよつとした刺激にも動じやすい彼らなのであります。が、一時の衝動にかられまして乱暴をしかすというふうな場合、あるいは自暴自棄に陥りまして自傷行為を行い、あるいは自殺を企てるというふうな、こういうふうな事態も往々にして起つて参るのであります。それが現実の姿

なのであります。かような場合にいかにして少年をかような事態から守るかということをお考えすると、決してわれわれとしては望むところではありませんが、これを守るためには手錠をはめてそれを防ぐという行為も、これは万やむを得ない措置として、われわれ現実の姿としては認めざるを得ないのじゃないか。そうして気持の落ちついてたところで徐々に矯正教育を施していくという方向に持つていかざるを得ない。これは最後のほんとうのやむを得ない措置として手錠を使用するということも、また現在の矯正教育をやつていきます上においては、例外的に認めていただきたい措置なんでありまして、それからもう一つは、ただいま御指摘になりました連戻しの際の判事の令状の点でございます。なるほど判事の令状というふうなものを突きつけまして少年たちを連れ戻すということ、これはわれわれとしては決して好ましいことではないのであります。この少年院法の十四条に「在院者が逃走したときは、少年院の職員は、これを連れ戻すことができる」というこの規定でございますが、これによりまして、もしも少年が逃げ出しましてその連れ戻しに参りましたとき、それをどうしてもがえんじない場合に、強制力をもってそれを連れ戻すことができるというこの規定なんでありまして、これもやはり最後の手段として使うべきこれは規定だと私は思つております。どこまでも少年たちを連れ戻す際にはよく説得いたしまして、そうして納得された上で子供たちを連れ戻す、この方法を現在少年院でも使つております。ただどうしてもやむを得ないときには、こ

の十四条によりまして、強制的に強制力によって連れ戻すという措置に出でざるを得ないということに相なるわけでありまして。その場合に、この判事の令状を四十八時間を経過した場合に、令状を取つてそれによって執行するという規定を今度設けるわけでございますが、これはたゞ少年たちが、これは小さい子供はさうな場合もございませぬが、二十に近いような大きい子供たち、しかもこれらはえてして環境の非常に悪いところに起居いたしておる者が多いのであります。あるいは盛り場とか、あるいはよからぬ場所少年たちが逃走いたしまして逃げ込んでおるといふような場合が往々にしてあるものであります。かような所に少年院の職員が参りまして、連れ戻すといひたしまして、周囲の者がそれをさせないといふ場合も往々にしてあるものであります。さうな場合に手づから参りますと、令状も持たないで連れ戻すといふのは何事だということ、非常な反抗を受け、抵抗を受けてやむを得ず連れ戻すことができずに帰つてくるというふうな場合も往々にして起るのであります。かような場合にこの令状を示しまして、その権限を明らかにし、さうなところから連れ戻していくといふ方法もやむを得ない措置として、私認めていただきたいといふふうな考へるのであります。少年によりましては、ただいま申しますような、かような強制の措置は警察官にまかしたらいじやないか、少年院の職員がさうな強制的な手段を弄するといふのは、教育の本旨にもとるんじやないかといふお説であります。これはもごつともなお説と考へるのであります

す。しかしながら相手方の少年の身になつて私強く考へてみる必要があるんじゃないかなるか。警察官によつて強制的に連れ戻される方がいかに、常に親しく指導を受けておる先生方から連れ戻つていただいた方がいかに、少年の立場に立つて考へてみますと、見知らずのおまわりさんに連れて帰つてこられるよりも、むしろ先生に連れて帰つてもらった方が、少年たちもかえつて帰りやすいんじゃないかといふことも私考へられるんじゃないかといふことと思ひます。かような趣旨からいまして、少年院の職員にもやはり令状による連れ戻しということも、最後の手段としてやはりその道も開いておいていただきたいということをお考へるのであります。ことにいふゆる強制力によりまして、さうな手段の際には、現在の法制の建前からいたしまして、これを立証する令状というものに伴つてこれを大体根本原則としております現在の立法の建前からいたしまして、これらの人権の尊重という趣旨から申しまして、やはり一応令状ということが必要ではなからうか、かように考へておる次第でございます。ただいま宮城委員の仰せになりました御懸念は、われわれといたしまして十二分に、今後かようなことのないようにやつていききたい、かように考へておる次第でございます。

○政府委員(小泉純也君) ただいま宮城先生の御質問に對しまして、新局長として赴任して参りました渡部局長から少年院のあり方についての根本の考へ方を申し述べたのでございまして、私が、これに關連いたしまして、私からも一言述べさせていただきます。

のであります。御承知の通り、少年院のあり方が矯正教育の場でないならばならないにもかかわらず、行刑のほうへ漸次傾いていつて、本来のいわゆる指導精神をば失いつつあるのではないかと、このことが、宮城先生初め本委員会、また世間の心ある方々の非常に憂慮せらるるところでございまして、当局におきましてもさうな点をなからしめ、むしろ矯正教育の真髓をいかにして發揮していくかということに非常に努力をいたしておるのでございます。前矯正局長の中尾君も非常に誠心誠意をもって努力をされましたが、今回中尾前局長の退任にあたりまして、その後任につきましては、当局としてはいろいろの角度から非常に苦心をいたしまして、今日初めて当委員会に参りました渡部氏をば新局長に実は起用をいたしましたようにございまして、そのいきさつがございまして、そのいきさつの一つといたしましては、渡部局長の今まで歩いて来られた御経歴からいたしまして、また今いう少年院に対するあり方に対する非難にかなりあるところがございます。宮城先生が常に信念を持って御主張いたしまして、愛をもつて、あくまでも教育をもつて善導をしていかなければならないという精神を、いかに全職員に徹底せしめて、少年院のあり方を、より意義あるものにするかというところに苦心を払われて、渡部新局長の着任となつたのでございまして、渡部新局長が着任せられましたと、私の部屋にございまして見られましたときも、私はこの矯正局長の任務は、現在いかなる点が重大な転機にあるかという点をば、私の浅い経験をもつてよくお話を申し上げまして、渡部

局長も非常な意気込みと決意をもつて、微力ではあるけれども、世の非難にたえて、いかに教育の場たらしめるというところに前進をするという大きな情熱をもつて自分自身をば着任したということ、私と二人の間に話があつたくらいでございまして、宮城先生があつても愛と教育、犠牲的精神をもつて、真に思ふに及ぶ少年院のかわい子供たちを善導しなければならぬという御精神は、今日全国の全職員にあまねく徹底をいたしておりました、今回の渡部新局長もその精神をいかに具現するかということが、自分の局長として課せられた使命であることとを痛感をして、着任をしておられることと私は信じて疑いません。ただいま新局長が初めて宮城先生の廣間に對して一つの抱負を述べられたのでございまして、私もそれに付言をいたしまして、あくまでも教育の場であるということ、をば具現することに、新局長を中心として当局が渾身の努力を払う決意を持っておることをここに申し述べまして、御理解をいただきたいと思います。○宮城タマエ君　そこで私も新しい局長に非常に期待を持っておるわけでございます。今あ私の申しましたことにも御同意いただいたのでございしますが、私が、どうも教育から行刑に移るのではないかと心配をしております。その一つは、手錠をはめるとか、あるいは連戻しに判事の令状を要するとかいふことも、政府当局が考える前に、もっと何か手の打ちようはないかというのをどうして工夫して下さらないか。つまり頭が少し傾いているので、教育の面からはずれているのではないかと、私は伺いたいのでござい

ます。重ねて伺います。それは私は十八から二十才に子供の年令が延びたのでございまして、あの当時も非常に議論がございまして、ようやく少年法で守られる子供が二年延びたのでございまして、いろいろな難点はございしますが、しかし保護される子供の年令が二年延びたということは、大体において非常に私任せだと思つて、その意味から申しまして私も私も喜んでおるのでございまして、でございますから、むずかしい点を克服する意味合いにおきまして私はこういふことをなぞ考えていただけなかつたかと思つておられます。その一つはもう少し処遇の分類をお考えにならなかつたか、つまり今四つに少年院が分類されておりますけれども、どうしてもあれでは足りない。手錠をはめなければもう始末がつかないほどの程度の高い高度の乱暴者があるというような者を、それでも何とかできないかというつまり名前はどう申したらいいのでございまして、特別少年院のまた特別少年院といたつた、その内容の処遇におきましては少年刑務所とほとんど同じようなものであつて私はけっこうだと思つております。私は今日の少年院の処遇の方法なんかについて、もっと嚴格にきびしくやらないかなければならぬ場面がたくさんあるのじゃないか、あまり今日子供を甘やかして過ぎておる。これは家庭においても同じでございまして、けれども、もっと愛のむちをあてなければならぬような場面が、ずいぶんあるのじゃないかと思つておりますが、それは他日に譲りますけれども、もう少し分類の方法なんかをどうして考えて下さらなかつたか。そうして端

的にこういう法律を出されますと、それこそ初等少年院にもあるいは手錠をかけるようなことが出てきます。それは職員の問題でございしますが、どうしても人間はやすきに付きやすいものでございまして、私も心配するのでございます。でございますから、その分類の仕方、それから一つ私は御赴任早いかでございまして、かつと、ちょっと控えた方がいいかと思つますが、まあさうくばらんに申しますと、いふと、一体矯正局に、つまり刑務所と一緒に少年院を入れておつて、それを一緒に刑務所の処遇の頭をもつて少年院を考へられれば、そんなことは万ないと思ひますけれども、しかしどうしてこれをもう一ぺん保護局に返したらどうかという一ぺんお考えはないのか。そんなことを考へる余地がないほど、一体御当局は行刑に傾いていらっしゃるのか。それは子供に手錠をはめたら一番楽でございまして、もっと子供に捕縛をかけて、がんじがらめに縛れば、職員は居寝をしていてよろしうございまして、だけれども、それは私は大事な日本の子供を損すること莫大なことだと思つております。先ほど局長は逮捕、連戻しをするにつきましても、警察にまかせるより少年院の職員が行く方がいい、ほんとうにございまして、警察を使いたくない。だけれども、手錠をもつて、逮捕状を突きつけて子供を連れてくるような連れ方なら、私はそれは少年院の職員にしてもらつたら困ると思つたのでございまして、それはどうぞ警察にしてみら

合は警察を使うように、今度是一部改正をするのでございまして、そうしてもらつて、少年院の職員は手錠はめず、令状も要らない、ほんとうに愛情と責任をもつて心配しながら尋ねておるということで、私は連れて来てほしいのでございまして、そうしてそれができないような矯正教育をしておるとするならばその職員を私はもう一ぺん入れかえてほしいと思ひます。何か私はそれについて新しい局長の御抱負がございしたら伺いたいと思ひます。○赤松常子君　関連して。私は非常に本質的な問題だと思つたのでございまして、少年院のあり方につきまして、またその指導の仕方についての御苦勞はよくお察しいたしておりますが、突然どういう手錠が飛び出たり、逮捕状が出たりする改正が出ますと、私はほんとうに将来の少年院の方向というものに大きな不安とそれから疑惑を持たざるを得ないのでございまして。今局長もおっしゃいましたように、いろいろ御困難がございしますならば、もっと施設を増設するなり、職員の質をよくするためのいろいろなことをなさつたり、また職員を増員したり、そういうものと別の観点から少年院のあり方を明るく希望的に運営していきけるような御構想があつてしかるべきだと思つたのであります。そういう点はどうかどううにお考えになつていらっしゃるのか。いきなりこういう改正を持ち出されま

すと、私も私もは繰り返して申し上げます、将来に大へん危惧と不安を感じ、次第でございまして、そういう点の根本的な御構想、御計画があれば伺いたいと思ひます。

○藤原道子君　赤松委員の質問に

ちよつと付随して一言、同じことです
が、私は宮城委員、赤松委員の言われ
たことと同感なんです。私は矯正教育
の根本精神が最近くずれてきていると
思う。私は年令を引き上げたからむず
かしくなったというようなことは許さ
ない。年令を引き上げたからかくなるべ
きという、その当時考えなければなら
ん、それならそれで対策が立てられな
ければならぬ。それと同時に過日参考
人を呼びましたときに、参考人の方と
あとで懇談したときに、増員ができる
ならば、つまり職員充實が可能なな
らば手錠をはめなくても済むとはつき
り言っておいでになる。それならばな
ぜ職員をふやすことに努力しないか。
私はこの少年院法の精神から申しまし
ても、手錠とかあるいは令状などとい
う言葉は聞きたくないのをごさいます。
そういう点からどういうふうにとこ
の少年院法に対してのお考えをお持ち
になつておるか、なぜそういう点を最
初にお考えにならなかったかという点
をちよつと関連してお伺いいたします。

○政府委員(小泉純也君) お三方の御
質問の施設、人員の關係についてだけ。
私から一言申し上げたいと思ひます。
今赤松先生からも施設の方面について
のお話がありましたし、宮城先生から
も年令別に分けるとか、分類という
ような御高説を拝聴いたしました。ま
た最後に藤原先生からも人員をふやせ
ば、手錠を使わなくても事が済むと
いうような参考人の意見もあつたと
いうことを述べられました。これは
ことごとく予算に關係のある問題で
ございまして、いかに当局が構想を立て
ましても、予算の裏づけがなければい
かんともすることはできないのでござ

います。現に私もが委員の方のお供
をして現地を視察いたしましたも、建
物その他が教育の場ではない、教育の
雰囲気がない、いわゆる世の非難を
買っている刑務所と同じような建物と
思ふことも、私も自身も痛感してい
たし、まして、予算がありまするならば、
適当な地域に少年院らしいいわゆる明
るい、子供を感化するに足るところ
の明朗な建物を建てて、そこに収容し
たいことは万々願つておるのでござ
いまして、人員の点につきましても、今
度の予算編成にも増員を要求いたしま
した。しかし大蔵当局はがんとしてこ
れを承服いたしません。むしろあべこ
べに行政整理によるところの減員すら
押しつけられるというのが実情でござ
いまして、もちろん当局として努力が
足らなかつたとお叱りを受けまするな
らば、それは甘受いたしますけれども、
しかしこういういわゆる仕事に対する
大蔵当局は実に理解のないやり方で
ございまして、また予算の面について民主
党と自由党が折衝をしてあと増額をし
た分なんかのときに、私は何とか法
務省關係の費用にも回してもらいたい
と言つて微力を尽しましたけれども、
御承知の通り建設省とか農林省とかそ
ういふところは何十億という大きな金
がばんばんと行きましても、一千万、
二千万という金すらわれわれのこつ
ういわゆるじみな仕事をしておるもの
には増額されないというのが、今日日
本の政治の実情でございまして、もち
ろん今後とも私は十分に努力をいた
しまして、大蔵当局に認識をさせ、設
備、人員その他に十分でなくとも、今
以上の態勢を整えまして、今おしか

りを受けておりますような非難がない
ように、またわれわれは非難あるなし
にかかわりませう、あくまでも教育の
場としてつりつぱに、朗らかな環境に
よつて少年を指導し、愛撫し、そうし
て更生をさせたいという念願に燃えて
おるのでございまして、職員、質、人
員、設備、これはことごとく予算がな
ければ、いかにわれわれが熱望いたし
ましてもいかに手づからつけれない
問題であるのでございまして。
ただ一言付言いたしますれば、大蔵
当局等の認識不足は、これは先生方は
よく御存じでございしますが、国民全般
というものが、少年院のあり方にまだ
十分な認識を持っていないということ
を非常に遺憾に考へるのであります。
それはいわゆる歴史が、新しく創設さ
れたものでございまして、少年院そ
のもののあり方、その目ざすところの
精神、そういう設備というものに国民
全般の理解がまだ薄いということ
も、大蔵当局などで予算を出し渡る大
きな原因ではないかと考へております
ので、こういう点もわれわれが今後努
力いたしまして、予算の面にも十分な
努力をし、大蔵当局の理解を深めて
漸次改善の一途をたどつていきたい
ということをお願いいたしておるとい
うことを申し添へまして、今日までの予
算關係の段階においては、全くもう大
蔵省のごときは、こういう仕事に一顧
だに与えないということが実情である
というところを申し上げておきます。

○藤原道子君 これは容易ならぬこ
とだと思ひます。法務当局が予算獲得
に努力はされたけれども、これは予算
が得られなかつた。大蔵当局は理解が
ないという点は私はわかるのです。大
蔵当局は何でもきんちやくのひもを締
めればよい、そうしてわれわれからい
えばいかかと思ふようなところに
は、予算はほとんど出してあります。
これはあなたと私はその意見は同じで
あります。けれども、だからといって、
予算が取れないからといって、その儀
牲のしわ寄せが子供の手錠となつて現
われるということになれば、手錠をは
めているのだからいいのだということ
になれば、これが常態化してくる危険
性がございまして。従ひまして予算が取
れないからという理由によつて、この
法案改正に當つて手錠をはめるとい
うことには私は納得が参りません。そ
れでよろしいとお考えでございませうか。
むしろそういう予算が削られたこと
によつて仕事ができなかつたという実態
をもつて、私は予算獲得に邁進すべき
だと思つてございしますが、御見解を
伺いたたい。とんでもないことです。

○政府委員(小泉純也君) ただいま藤
原先生の御意見も承りました。が、何
か一部私の申し上げたことのうちに、
私の言葉の足りなかつたせいか、誤解
があるのではないかと非常に恐縮をい
たすのであります。私は予算をくれな
かつたから手錠が必要だというよう
な、手錠の問題等には全然触れて答へ
をいたしておりません。その全般の關
係において人員と設備その他において
非常なる努力をしたけれども、今日ま
でのごときはわれわれの努力は足らな
かつた、そういうような予算の獲得はで
きなかつた。人員をふやすとか、建物
をよくするとかいふことは、予算の裏
づけがなければ、いかなる構想を立て
て熱意を持っておつても、今直ちに
予算獲得ということをお前提としなけれ

ばできないことであるから、しばらく
ごしんぼうを願ひたいというような意
味の氣持で申し上げたのでございま
して、予算が取れなかつたから手錠が必
要であるというような、私はそういう
飛躍した心持で申し上げたのではない
ことを御了承いただきたいと思います。
○藤原道子君 それは言葉のあやでは
ないのです。結果論としてはそうなる
のです。結局人員をふやせば、手錠が
なくてやつてゆけるというのです。
だから私はなぜ人員をふやすことに努
力してくれないか、もつと矯正教育と
いふ面から、子供の人權尊重の面から
考へていただきたいというふうにし
上げたのです。ところがあなたは、努
力したけれども予算が取れなかつたの
だ、こうおつしやる。ということにな
れば、結果的には予算が取れないから、
子供の犠牲のしわ寄せがゆくとい
うことになるのです。ですから予算の
取れない政治の貧困さを、子供の手錠
によつて解決するということには、私
たちは了承ができない、こういうこと
になるじゃございせんか、いかがで
ございませう。

○政府委員(小泉純也君) まだ私の心
持を御理解が願ひないので、はなはだ
私の不徳のいたすところと申しわけな
いと思ひますが、手錠の問題とそれか
ら人員をふやすという問題、そういう
ことに全然私は結び合して御答弁し
上げたものではございせん、宮城先
生の方の問題、赤松先生の建物等の
設備の問題、それに藤原先生の人員を
ふやせば、こういう意見もあつたでは
ないかというような、そういうことを
ひつくるめまして今言ふ人員の増加、
それから職員数の向上、建物の改善、

七

完全に分類をするというような事柄は、いわゆる予算の裏づけがなければなかなか実現できないことであって、というようなことを、それに重点を置いて申し上げたのでございまして、手錠の問題等は全然考え及んでおりませんし、また、予算獲得の場合に、少年院関係の予算をふやしてくれなければ、手錠を使わなければならなくなる。予算をふやしてくれて人員を増加すれば、手錠の必要はないのだというようなことは、そういうことを大蔵当局と交渉した事実は全然ございせん。そういう点はどうぞあしからず一つ御理解をいただきたいのでございまして、今後とも人員の増加、教官の質の向上等には、われわれ予算の面もさることながら、あらゆる努力を傾けてゆく所存でございしますが、今回のこの少年院法の改正に現われましたる手錠の問題と、人員の増加が認められなかった、大蔵省で予算がけられたから手錠の問題が起ったという、そういう面からは全然関係しておりませんので、そういう問題は結びつけないでお考えを願いたいと思ひます。

○藤原道子君 あなたののお立場もおありになると思いますので、その点は追及いたしません。しかし私が非常に憂えますことは、週日も私どもが少年院の開所式に行ったときに、建物はまるっきり監獄の建物、しかもそれは新しくできた建物なんです。新しく設計し、建築された少年院がまるっきり刑務所の建物であった。私どもが参りましたときに、子供たちが着ていた服装は、これは寝巻であつた。結局昼間の着物を着れば、これは監獄の囚人と同じ服装をさしてあるので、きようはお客さ

んだがおいでになるから着せられな
い。幸いにきようは寝巻が新しいの
があるから、寝巻の方がさっぱりし
て見えるからといって寝巻を着て、そ
うして式に参列してある。この理由を私
が余っていたからこれは少年に着せた
のだ、こういうことを言っておる。私
はこの精神がいやなのです。ほんとう
に矯正教育で、りっぱな社会人とし
て教育によって更生させようという親
心があるならば、やはり四人と同じき
地が残っていたから、便法的にこれ
子供にさせたのだということは私は許
せない。けれども現実にはそれがやら
れておる。現在手錠を使って、手錠とい
う言葉は法律のどこにも出ていない、
けれども現実には手錠をすでに使って
おるのです。これがいいよ公けになっ
た結果を考えると、私たちはりつつ
然とするのです。どうしても水は低き
に流れるという点から、私どもはこ
ういふことを憂えておるのです。一体
子供の人権はどこにあるのですか。ど
こにも訴えることのできない子供たち
は一体どうなるのです。だから何とか
そこを考え方があるのじゃないかと、
私たちはそれをお伺いしている。手錠
でもってこの困難な状態から逃げよう
とするよりも、むしろ官城委員が言わ
れるように階級を別にするとか、ある
いは年令を別にするとか、どうしても
仕方がない子供は私ども涙をのんでが
まんいたします。けれども少年院法全
般にこういうものが出てきたというこ
とに私ども納得がいかない。これを何
とか打開の道があるのかどうか。何と
かしたらこれをやっているというよ
うなお見通しは、ほんとうにないもの

でございますか。手錠をしなればならないのでしょうか。子供の教育に当る職員が令状を持って連戻しに行かなければ、ほんとうにほかにやり方はないのでございましょうか。それをもっと真剣に私はお考えを願いたい。

○政府委員(渡部善信君) ただいま政務次官から予算関係のことにつきまして答弁されたわけでありますが、ただいま藤原委員から御指摘のありました事柄、われわれといたしましては最も注意して、今後の少年教育をやつていましておるのでございまして、ことにこの少年たちの処遇の問題でございします。宮城委員からも御指摘のあります。たごとく、もう少し処遇を、対象の少年の段階によつて合理的に運営できないうものかという御意見でございします。私ら全く同じく考えております。なるほど現在では少年院を四種類に分けておりますが、この少年の性格いかにによりましては、さらに細分する必要も私あると存するのであります。現在矯正局におきまして、いわゆる超特別少年院とでも申しましょうか、特別少年院の中でも、さらに悪性の強度なものに対する措置ということも目下検討中なのであります。相手によつて、法を説くとも申しますが、われわれといいたしましても、それぞれの対象を類別いたしまして、同種のものにつきましてはそれにならうた、適応した矯正教育をほどこしていきたいということとをわれわれは考えております。従いましてわれわれの与えられました施設の範囲内、また予算の範囲内において、最もこれを高度に効果的にいかにしたらば教育の効果があがるかということとを

今後さらに研究し、御趣旨に沿うような方法で今後実施していきたいとか上らに思っております。なお増員の点また職員の質の点でございます。これもわれわれといたしましては、どうしても予算上それが可能でないということになりますれば、量の点を質の点でわれわれは補っていかなければならぬい、かように考えております。従いまして、少年院の今後の職員に対する教育、これをさらに徹底いたしまして、更に少年の教育に挺身し得る職員を今後どんどん養成していきたいと、かように思っております。どうぞわれわれといたしましても決してやまずきにつくというところでやっているわけでございます。この点を十分一つ御理解をいただきたいと思うのでございます。やむを得ないと云に使えないでは困りますので、その点法的な根拠を減らしたて、だけれども非難を受けられないだけの手を尽しておきたいという趣旨にはかならないわけでありませう。決してこれをもって全般を推している、これを普遍化するというような意図は毛頭ないわけでございまして、最後の手段として手錠を使わなければならぬい暴行行為をする、あるいは自殺行為をするという場合に、やむを得ず使わなければならぬ場合に、やはり法的な根拠を与えていきたいというわれわれの念願でございます。どうぞその趣旨をおくみ取りいただきますようにお願い申し上げます。

○宮城タマヨ君　ちよっと、今の予算獲得につきまして御当局の御苦心もよくわかりますのでございますが、とにかく政府は女、子供はどうでもいいというように考えておるわけでもござい

ませんでしうけれども、△その傾向がある」と呼ぶ者あり、全体といたしまして今年度予算の統計をまだ私出してみせんけれども、大体から言いますと、日本の国全体の子供の対策について使つておる金は、三%に上つていないのです、全体の。それは法務省の子供たち、厚生省、労働省、そういうたようなものを集めてみますと、と、実にもう雀の涙ともいかない、蚊の涙ぐらいです。これをもうそれと文化国といわれるようなところのパーセンテージで見ますというと、三〇何%も、多いところは四〇%以上も使つておるところがあるようでございますが、そういうことからいしましても、これはもう法務省の当局ばかり責めるということとは、実にこれは当を得ないことにもなるかもしれないと思いますので、ここで皆さんの御同意を得まして、私は次の委員会に、すぐでなくともよろしうございますから、一ぺん大蔵当局を呼んでいただきたいとお願ひするのでございます。これは委員長にお願いするのです。△異議なし」と呼ぶ者あり。

それから今度少し小さいことになりましたが、局長に伺いたい。今度の第十四条に、在院者が逃走したときは、少年院の職員は、これを連れ戻すことができるという、これを前の局長のとさにだいたい私もいろいろ申しまして、結局は法制局がこれを強制力をもつて連れ戻すのだという解釈に落ちつきましたのでございますが、旧法には、連れ戻すという言葉ではなくて、もつとむずかしい逮捕という言葉、「逮捕スルコトヲ得」とあったと思つておるのです。ところがそれは逮捕という言葉

から今度は連れ戻すという言葉に、私は少年院法の非常な妙味があると思うのです。そこで私は不必要なときは子供を連れ戻さなくてもいい場合もあると思うのでございます。大いにあると思います。そこでこれを強制力をもって全員強制的に連れ戻すのだという解釈しないで、その妙味をそのままに使うかどうか。それで一方では少年院処遇規則が何かになりますという、その第二條には「在院者の処遇にあたっては、慈愛を旨とし、併せて医学、心理学、教育等に基く知識の活用につとめなければならない」という言葉が使われている。「つとめなければならない」ということは「連れ戻すこと」が「できる」と、私はこういうところに非常にこの妙味があると思うのでございまして、これは新局長はどういうふうに御解釈になりますか。

○政府委員(渡部善信君) これは官城委員の仰せになりましたように、前は逮捕という言葉が連れ戻すという言葉にやわらかく変つて参つております。これは結局、少年院法の私進歩だろ、と思つております。しかしながら、この条文自体の字句から申しますと、強制力をもって連れ戻すことができると、可能であるということとを新しく創設した規定だと私考えております。ただいまもお話しにありましたように、少年院から逃げ出しました子供たちが、あるいは父母のもとで、両親のもとで保護者のもとで、正常な生活を取り戻しておるといふような事態がもしも新しく形成されたという場合、これを連れ戻すかどうかという問題になりますと、これは私はこの十四條の問題じゃないと思つております。これは

さような、もうすでに新しい、何と申しますか、平穩な一つの環境が形成された者を無理やり連れ戻すというところは、少年教育の本旨から申しまして妥協を欠くものであると私考えます。その場合には何らかの措置を講じなければならないと思つて、それはあるいは何と申しますか、仮退院の措置とか何とかいうふうなほかの面からの措置をとりまして、保護委員会の方と連絡をとり仮退院の措置というふうなことを私は考えたいと思つております。どうしても連れ戻さなければ環境上放つておけないという事態の場合は、これはどうしても連れ戻さなければいけません。本人の意思、あるいは保護者の意思を無視してでも、これは連れ戻さなければならぬと思つて、そのときにこの十四條の規定が生きてくる。この十四條の規定によつて連れ戻して行くというところに相違があると私考えておるのでございまして、この処分変更の規定というふうなことも、目下われわれとしては検討中でございます。しかし、とりあえずのところは、更生保護委員会の方との関係の仮退院の措置を活用したらいかかなのであるかと考えております。

○委員長(成瀬幡治君) 速記をやめて下さい。

○委員長(成瀬幡治君) 速記を起して下さい。

○羽仁五郎君 先ほど官城委員から御希望のありました、少年院法の実施について、財政上の問題について大蔵當局をお呼び下さるということは、委員

長でお諮り下さると思つておりますが、かなり政策的のことに關係しますから、やはり大蔵大臣が来ていただくことが必要じゃないか。第二に、委員長にお願いしたいのは、今度の少年院法の法律改正によつてやううとして、これを、従来どういふふうにやつて今までのきたのかというところで、従来どういふふうになつておられたか。それについての個々の事例をあげての資料を出していただきたい。それを法務省の方に要求していただきたい。従来どういふふうな問題ですね、それだけに、運賃しあるいは手錠などの場合、従来どういふふうにしておられたか、その結果がどうであつたか、現在法律改正によつて達成しようとする点を、従来はどういふふうにして処置しておられたか、そうしてその従来のそういう措置の結果がどういふことであつたか、そういうことこの資料を出していただく。これは実は要求しなくても、こういう法律案を提案される提案者は、そういう資料についてお出しになることは当然だと思つておりますが、幾ら探してみてもございせんから、それを要求するのです。

○委員長(成瀬幡治君) ただいま羽仁委員あるいは官城委員から御要求のありました大蔵當局に対する措置は、適當な機会に御要望に沿うようにしたいと思つております。

他に御発言がなければ、本案の審議は一応この程度にいたします。

○委員長(成瀬幡治君) 次に、日米相互防衛援助協定に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案を議題に供し

ます。本案について御質疑のおありの方は、御発言願ひます。

○羽仁五郎君 この議題になつておりますいわゆる防衛秘密保護法の一部を改正する法律案について、この際順を追つて二、三點伺つてみたいと思つてます。

その第一は、現在の本法が本院において討議せられました当時の本委員会における討議の模様は、当然政府當局においては十分ごらん下すつていらつたと前提をいたします。本法は、本法成立當時に重大な問題が幾つかございまして、それについてはかなり本委員会においても各委員が重大視せられて、まあ本法成立はきつめて圧倒的な多数ではなくして、ほとんど賛否同数に近いところで通過しておりますので、そういう意味では本法の安定性ということにも十分問題があると思つて、特にこの際参議院におきまして、この法律案について参考人から意見が述べられ、そしてまた本委員会において討議せられました重要点につきましては、十分ごらん下さつておることと思つておりますが、重ねて注意を喚起することを許されたいと思つて、私が心配をしております点、二、三を特に申し上げたいと思つておりますが、

第一は、本法は教唆、扇動を独立罪として取り扱つておる異例の法律であります。で、私が詳しく申し上げるまでもなく、わが國の刑法の体系におきましては、教唆、扇動を独立罪としては扱つてはいないのです。で、詳しく申し上げることは恐縮であります。が、教唆、扇動を独立罪とする弊害は実に

おそろべきものがあります。そのために、わが刑法は体系的に、システムティックには教唆、扇動を独立罪とすべきものではないという立場に立つておる。しかるに本法は、刑法の体系をくずして、教唆、扇動を独立罪にしておる。これはわが刑法の体系に対して著しい悪影響がございまして、従つてまた國民の人權を守る上からも重大な問題があると思つて、私は、當時、こういうことが單行法の上で、特別法の中で繰り返して行われてきまして、ついには刑法の本来の体系がくずれるおそれがあるということを主張いたして、これには強く反対をしたのであります。しかるに當時の當局は、どうしてもこういうふうにしておかなければ機密が守れないというお答えであつて、こうなつております。この問題は、私は、現在政府がどういふふうにお考えになつておられるのか。で、特に改正をなさいますので、範圍が広がつていくのであります。それと関連をいたしまして、私は当然政府はこの本法施行以来の経過にカンガミテ教唆、扇動を独立罪にまでして守らなければならないほどの危険はないという判断に到達せられましたならば、この教唆、扇動を独立罪としております本法の条項は、削除せられることが當然であると思つて、國民の權利を不當に制限していることは、一日といへども許されるべきではない。現在當局は依然としてこういう教唆、扇動を独立罪として行わなければ、機密が守れないというお立場の上に立つておいでになりますか。もししかりとするならば、いかなる事案があつてそのようであるか、その事實を御説明を願ひたい

と思ひます。教唆、扇動を独立罪、とすることによつて初めて機密が守られて、こういう場合があるという事実の根拠に基いてお示しを願ひたいと思ひます。これは私のこの改正法律案に對しまして第一に政府のお考えを、十分に高いレベルから伺つておきたいと思ひるのであります。どうか一つ杉原國務相におかれましては、ただいま申し上げました点の、私の申し上げます真意をよく御了解下さいまして、今の点に、お答えを願ひたいと思ひます。

○國務大臣(杉原龍太郎) お答え申し上げます。この本法は防衛上の秘密の必要という点と、それから基本的な人権といったような原則的な大事な事柄とも、調和といいますか、その関係からきていふところなのでありますが、そうしてまたこれができます際に、国会におきましても衆参両院とも、それぞれ委員会において非常に熱心な御審議があったことを私ども承知いたしているのであります。ことに参議院の委員会におきましては、いろいろこの内容にわたって深く御研究、御審議があり、そうしてその結果または法案自体についても、改正が加えられた、それからさらに、これの運用上きわめて大事な点として、法文自体の中に、この法律の条項というものは、決して拡大的に解釈運用してはならないという趣旨の規定も特に挿入せられていたことを承知しております。ただいまの羽仁委員からの御質問でございしますが、今日までのこの本法が実施せられました後の経過を見ますと、今日まで本法の現実の適用を受けた事例というのは一つもございませんのでございします。もちろんこの運用に当りましては、

法律の本来の精神に基きまして注意深く取り扱ってきているわけでございます。ただいま御質問のこの教唆、扇動を独立罪とすることは、刑法の大きな体系から見て、非常に例外的な、また体系をどうかすると乱すようなことにもなるようなそういうものであるから、これはむしろ削除する意味があるかどうか、こういうお尋ねでございます。もともと、この法律を立案いたします際に、そういう点いろいろと研究した結果こういうことに相なっております。

て、この法律の対象としたしております。する事柄の性質等から見まして、やむを得ずこの教唆、扇動というものを獨立罪として規定したものと存じております。ただいまのところこれをわかかに改正するところまでは考えておりません。ただし、この運用につきましては、この法律の基本的人權等との關係からいたしまして、十分適正を期しておかなければならない、特に注意してやっていかなければならんとだと考えております。

○羽仁五郎君　ただいま御説明の中にもちよつとお述べ下さいましたのですが、本法が実施せられてから、適用された場合が全くないという御説明でございましたが、果してそうでありましたらうか。それからその本法が適用せられて、その犯罪として裁判があったという終局的なところまでいかないにしても、本法によるであろう疑いがあるとして、あるいは御調査になったり、あるいはいわゆる内偵のごときものが行われたり、あるいは逮捕が行われたりしたような、つまり本法に直接触れる事件はあったのか、なかったのか。それから本法に触れるものではないかと

いう疑いを抱かしめるような、あるいはそれに類するような事件がございましたでしょうか、ございませんでした。それについて実はこの本法改正をお求めになります際には、当然そういう資料の御提示があることだというふうに期待しておりましたが、今日までございませんでした。あるいは御用意になっているかもしれないと思いますが、そういう資料をいただきたいということ、これは委員長を通じてお願いしておきます。

○政府委員(林一夫君) ただいま羽仁先生がお尋ねになったような事例は、今まで全然ございません。詳しく申し上げますと、そういう用意があって、調査したり、内偵したり、あるいは逮捕したというようなことも全然ございません。

○羽仁五郎君 これは、本法を施行してから今日までどれくらいになりますか。今の御説明の通り伺っておきますが、しかしなお御調査下さいまして、幾分本法に触れるのじゃないかという事で御研究になったような場合があるのじゃないかと……、もしございましたら、これはやはりぜひ一つ御親切に、ないものを出せと申し上げるわけではないのですが、何かそういう関係の材料があればお示し願いたいと思ひます。それによつて本法改正の参考上非常に大きい利益があると思ひますが、それをお願いしておきます。

○政府委員(林一夫君) ただいま申し上げましたように、そのような嫌疑で調査したようなこと、あるいは内偵したような事例は、今まで全然ございませんから、それで御了解を願いたいと思ひます。

○羽仁五郎君　それでは次に伺っておきたいのは、本法を実行する上に、つまりいわゆる防衛秘密を保護する上に、この法律によって今日までどういう処置をとっておいでになるのか。つまりそれによって幸い本法に触れるような事件が起らなかったというのでしょうか。どういふような処置をつま

れを伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(林一夫君)　ただいままで私の方であつておりますものは、これも一つのその措置でございますが、昨年参議院におきまして付帯決議がありまして、こういうような法律の趣旨は、広く知らしめて、善意の者がいたずらに迷惑をこうむるというようなことのないように措置せよというような御意見もありましたもので、さつそく新聞なんかを通じて趣旨を徹底いたしましたとともに、またこのような秘密に属する装飾品を修理する会社もあるわけで、その方面につきましても、たとえば日経速とかこのようなところを十分通じましてお話をしますとともに、またこのような機関紙を通じてその趣旨を徹底いたしておるののであります。御承知のように、この防衛秘密と申しますのはきわめて高度のものでございまして、また数も非常に少なく、なかなか一般の方々の目に触れるような所にはございません。十分注意しておれば、全然迷惑を与えないようなことではないかと思つております。まあいろいろの点でそのようなことのないように十分注意はいたして

おるのであります。今までのところは、
そういうような状態でございます。

○羽仁五郎君　そこで杉原國務相に質
問を許されたのですが、今お聞きの
ように、本法施行以來本法に触れるよ
うな事件は一つもなく、その疑いの
あるような事件も一つもない。で、な
ぜそれがないかという点、ただいま御
説明もございましたように、本法が保
護しようとしている秘密がきわめて高
度の秘密であつて、一般の人の目に触
れるようなものではない、つまり防衛庁、

自衛隊内に、かなり深い所にあるのであって、一般國民の目に触れる所にはない秘密なのだと……、それでございますね。こういうような秘密を保護せられるには、当然一般國民の權利を制限するような特別措置によるべきでないといふことは、當時われわれは主張したことであり、また本日今までの御説明を伺いましたもそう思うのです。これは誤解してお聞きになりますと、非常に困ると思ひますので、日本の官僚主義の悪弊がまだ今日も残っていますから、使わぬ法律だったら廢止せよと言われるので、やはり使つておかなければならぬといふようなことは、これは新しい民主主義によつて作られた防衛庁なり、あるいは杉原國務相のような新しい識見を持つてこの責任を負つておられる方には、万々ないと思ひますから、そういうふうにお聞き下さると全く困るのですが、事実これは防衛庁の内部規律として十分措置できる問題ではないか。つまり一般官庁において秘密として取り扱うといふ形式がありますが、その形式でやれることではないかといふことを主張したのですが、今の御説明を聞きまして、

私は一そうその感を深くいたしました。そこで先ほどの教唆、煽動を独立罪とするという規定を削除するというにとどまらず、この点は一杉原國務相がよくお考え下さいまして、事実これは行政官内部の規律の保持によつて解決できる問題であるということであるならば、一般国民の権利を脅かすような法律を存置しておくべきでないという結論に到達されることが私は当然であると思ふのです。最近御承知のように濃縮ウランをアメリカから貸与を受けるという問題につきまして、外務委員会が私に質問したのに答えて、外務当局は濃縮ウランの秘密の保持ということについて立法の必要はないというようにお答えがあつた。そうして、しからば濃縮ウランの受入れに伴う協定の制限を守ることとをどうしておやりになれるつもりかと言つたらば、やはりこれは内部の規律でもって守れると思ふ。濃縮ウランというものはきつめて局限せられた場所に置かれるものでありますから、それに直接タッチしてゐる人がその取扱いを誤まらなければ、協定にそむくようなおそれはない。従つて一般国民の権利を制限するような立法の必要はない、こういうお考えだろふと思ふのです。濃縮ウランと、本法があるいはこの改正法律案が対象とする対象とは性質を異にいたしますけれども、しかしながらやはり私は濃縮ウランが、協定が与えようとしておるところの制限というものの重大性と、それからこの本法案が考へておるところの秘密の重大性というものは、性質は違ひますけれども、しかしながらいずれがきつめて重く、いずれがきつめて軽いということでもないと思ふのです。大体似たような問題ではないかと思ふのです。性質は違ひますけれども、そこでやはり私は、この現在濃縮ウラン貸与を受けるに於いて、内部の規律でもってやれる、国民の権利を制限する立法までする必要はないというお考えの方が、私は現内閣のお考えではないかと思ふのです。それで本法律案及びその基礎になつておる政治の方針というものは、現内閣の政治方針というものは違つてゐる点がありはしないかと思ふのです。御答弁がございましたから、重ねて御質問を申し上げるのではないのですけれども、その点を十分一つお考えをいただきたいと思ふのです。つまり本法のようなもので国民の権利を広く一般に制限してゐる必要があるのかないのか。でも、もしないということであれば、本法そのものを廃止せられて、それで内部規律によつて本法の目的としてゐるようなところに到達することができ、それが民主主義的な政府として当然なべきことだと考えますが、その点について杉原國務相の御意見を伺つておきたい。

○國務大臣(杉原荒太君) 一般に刑罰的の法規はなるべくこれを少くするにこしたことはございません。また刑罰的の法規というものは、それはむしろなまぬく、あるいは全然現実には発動をみないという状態がむしろ望ましい状態であるとは存じます。本件の場合防衛庁内部の規律という行政的措置のみで足りるんじゃないかという御意見でございますが、内部的行政措置もこれは必要ではございません。ただそれだけでは乗り切れない場合も予想せられ

ないわけではないと思ふのであります。たとえはいわゆる防衛産業に従事する、秘密の対象物となつてゐるものの修理とか、そういう関係で防衛産業に従事している関係者がこれに關与するといふ場合など考へてみますといふと、行政措置のみではそこをカバーし切れないというような場合も予想されますし、さらにまた特別に意圖をもつて行動するスパイ活動というものが全然ないとは言えないと思ふのです。やはり一般の、善意の一般国民といふものには、そういうことは適用されないことは事実ですけれども、そういつた今申し上げましたような場合等も考へられないわけではないわけでありまして、単に行政措置のみをもつては十分でない場合があると思ひます。いろいろ御意見でございますが、実際の必要といひますか、そういうふうにお考へておられます。

○羽仁五郎君 今の御説明の中にスパイという言葉をお使いになつたのです。これは申すまでもなく現在の日本の法律ではスパイといふものの規定はございません。それでこれは本法提出の際に十分論議された問題であります。現在わが国には軍事的な機密、あるいはいわゆる国家的な機密としてそれを通謀する、敵国と通謀するといふような意味におけるスパイという觀念は、憲法が許してゐないし、刑法もこれを許してゐない。ただ本法が特別法としてそれに似たような考へ方を、この中に特別法としてだけ規定してあります。従つて一般的にスパイという言葉をお使いになることは、私はやはり本法の精神に違反してゐるんじゃないか。本法の場合にもスパイを

ものを取り扱われると同じような取扱ひを日本でするということに目的があるもので、広く一般にわが国の安全を害する目的をもつて行動をするといふことが一般的な規定として、しかも最高の責任をおとりになります方の口からおっしゃることは、私は杉原さんのおっしゃるお氣持がわからないわけじゃありませんが、その及ぼす弊害、悪い影響といふものはおそろへべきものがあると思ふ。現在わが国の憲法は、日本があくまで平和の立場に立つて、國際社会において相互に信頼の立場を占めるといふことを目的としてゐるのである。相互に安全を害するといふような立場を前提としてわが憲法は成立してゐないのです。ですから、わが憲法の建前からいへば、日本は相互に安全を害するといふふうな考へを前提としてゐるのじゃない。相互に平和に共存してゐるという建前をとつていく。従つて本法は場合によつては憲法違反の疑いがあるのではないかと、議論も生じたのですが、それが憲法違反の疑いがないということがもし言へるとするならば、それはただいま申し上げたように一般に國の安全を害する目的をもつてゐるような行動をするスパイといふものを前提としてではななくて、そのアメリカから貸与を受けるものについて、そのものがアメリカで取扱はれてゐると同様の取扱ひをしてはしいという、いわゆるMSA協定に基いてこの法律が提案されてゐるのである。そつちからこの法律は、この立法の精神はそこにあるのじゃないか。國の安全を害するような行動をするものを一般に前提とされて、この法律ができてゐるなら憲法違反だ。ですから

どうか一つ、おっしゃることをこまかに追及するという気持は毛頭ないのですが、あなたのような高いレベルの方が軽々しくスパイという言葉をお使いになりますと、一般自衛隊、あるいは保安庁の内部に旧国防保安法、あるいは旧刑法第八十五条以下の考え方がだんだん育成されていくおそれがあります。それでは何のために今日憲法のもとにあなたが監督しておられるような機関が設けられているのか。これは國民を裏切ることになりますから、いま一応お考えを述べていただきたいと思っています。

○国務大臣(杉原荒太君) この法律で保護の対象になる秘密事項というものがアメリカにおいても一つの秘密として保護される。その意味においてはアメリカの秘密であるということはおちろん言えると思うのですが、同時にこれは日本において供与を受けて、そうして日本において日本のために使う役立つものであります。かゝらして、これは日本の利益、日本の秘密というものであることは申すまでもないことだと思ふのであります。そうして日本の、つまり端的に申しますならば、日本の秘密でもあり、アメリカの秘密でもある、こういうものだと思ふのであります。実質的に申しますと、日本の場合におきましては、いうまでもなく、その法律それ自体によって日本の秘密ということに相なっておりますわけでございます。先ほど申しましたように、スパイ的行為というふうに申しましたのは、私それほど、それからさらにわが国の安全を害すべき云々と申しましたが、これは羽仁委員のおっしゃいますことは、よく私わかる

のであります。私が申しました趣旨は、すでにこの法律それ自体で一つの目的として「わが国の安全を害すべき用途に供する目的をもって」というような犯罪の構成要件としてそういうのをあげております。そういうのを見て実は申し上げた次第であります。

○羽仁五郎君 そうすると御答弁の趣旨は、スパイという言葉を用いたけれども、それは一般に適用される概念でなくして、本法に違反するということに限るのだ、こういう御答弁と伺っておきます。これは私は重大な問題だと思ひますけれども、こまかい点、しかも行政権に立ち入るようなことを申し上げるつもりはありませんけれども、やはりスパイという言葉は、どうも日本では一般に新聞その他でかなり不用意に使われておりますし、それによって国際信義の見地というものが害される場合がございますから、高いレベルにある方におかれましては、そういう点の厳格なる規定をお守り下さいますして、スパイというふうな言葉をお用い下らないで、本法に違反する疑いのある場合というふうにお願ひをしたいと思います。こんなことまでお願ひするのは恐縮ですが、お願ひする真意は御了解下さると思ひます。

○委員長(成瀬幡治君) 別に御発言がなければ、本日はこの程度で散会いたします。

午後四時二十五分散会

七月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は六月四日)